

令和3年10月に海難審判所で言い渡された裁決25件が、ホームページに掲載されました(令和3年12月)

区 分	地方海難審判所 (函館2、仙台2、横浜5、神戸2、広島4、門司6、長崎2、那覇2)	25件 31隻
海難種類(件)	衝突(単)7、衝突6、乗揚5、施設等損傷3、死傷等2、沈没1、機関損傷1	計25件
関係船舶(隻)	貨物船12、モーターボート5、旅客船3、漁船3、遊漁船3、油送船1、公用船1、瀬渡船1、水上オートバイ1、その他1	計31隻
死 傷 者(人)	死亡なし、負傷8	計8人

上記のうち、横浜地方海難審判所及び門司地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 静岡県清水港で貨物船と遊漁船とが衝突した事例

清水港で、緩やかに右回頭しながら減速中の貨物船と北上中の遊漁船とが衝突した

② 山口県宇部港で貨物船が橋脚に衝突した事例

津久見港に向けて宇部港を出航中の貨物船が、興産大橋の橋脚に衝突した

海難防止への
インフォメーション

① 貨物船A(499トン) 遊漁船B(2.8トン) 衝突事件

(清水港で、緩やかに右回頭しながら減速中の貨物船と北上中の遊漁船とが衝突した)

【海難概要】 夜間、清水港において、貨物船A(499トン、4人乗組、空倉)は、錨泊するつもりで緩やかに右回頭しながら減速中、遊漁船B(2.8トン、1人乗組、釣り客4人乗船)は、釣り場に向けて北上中、B船がA船の船首方に向けて針路を転じ、A船の左舷船首部とB船の船首部とが衝突した

(航法の適用)
 ◎下記 *1 及び*2 により、海上衝突予防法第38条、第39条の**船員の常務**が適用される

*1 清水港は港則法が適用されるが、同法には**本件に適用すべき航法規定がない**

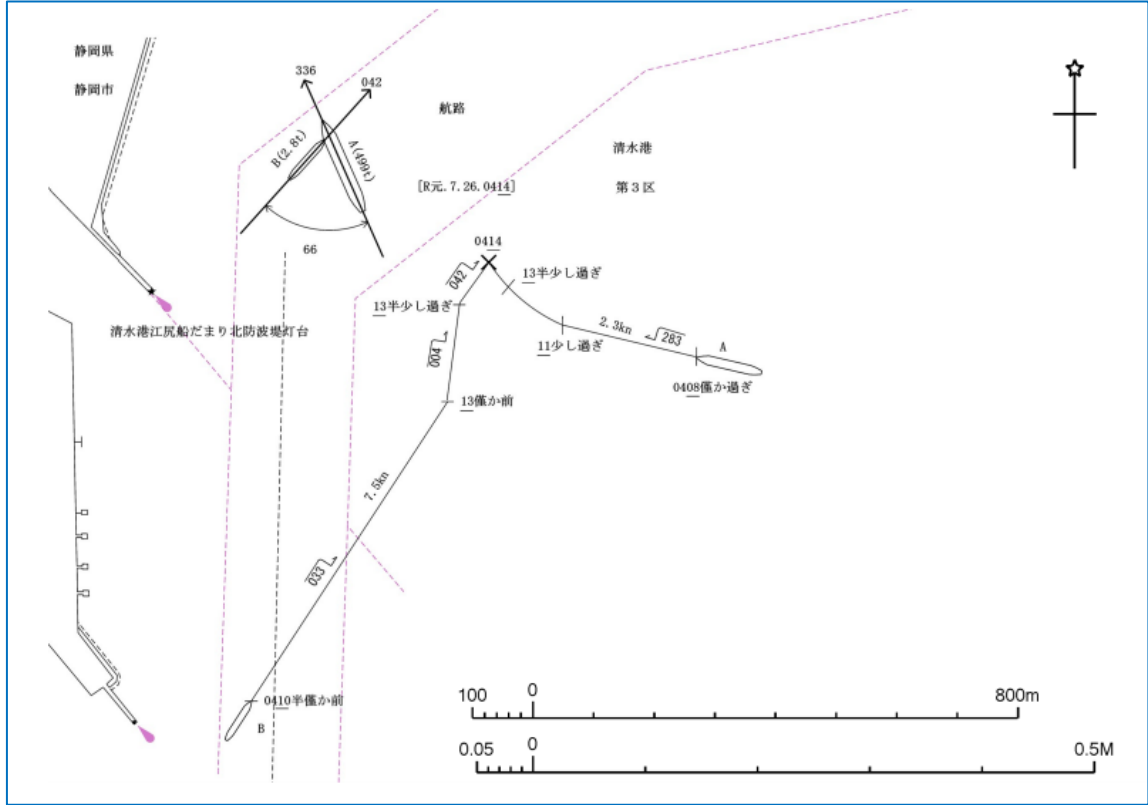
*2 衝突の約20秒前、両船間の距離が80mとなったとき、B船がA船の前路に向けて右転して衝突に至っており、**定型的航法を適用するための距離的、時間的余裕があったとは認められない**

【発生日時】
 令和元年7月26日
 04時14分

【発生場所】
 静岡県 清水港

【死傷者】
 負傷3人
 (B船: 船長、釣り客2人)

【損傷等】
 A船: 左舷船首部外板に擦過傷等
 B船: 船首部外板に圧壊等



《 原因 》
 B船: **動静監視不十分**で、無難に航過する態勢で緩やかに右回頭しながら減速中のA船の至近で右転し、同船の**前路に進出した**

* A船に原因はなく、衝突直前に右転したB船の**一方的な原因**とされた

《 背景 》
 A船長: B船が自船の左舷方を約50m隔てて無難に航過すると判断した
 B船長: A船がほぼ停止しているように見えたので、右転してもA船の船首方を支障なく航過できると**思った**

[受審人]

(B船) 船長	: 小型船舶操縦士	→	《 懲戒 》
(A船) 船長	: 四級海技士 (航海)	→	1箇月業務停止
			不懲戒

海難防止への
インフォメーション

② 貨物船A(499ト) 橋脚衝突事件

(津久見港に向けて宇部港を出航中の貨物船が、興産大橋の橋脚に衝突した)

【海難概要】 夜間、宇部港において、貨物船A(499ト、5人乗組、空倉)は、津久見港に向けて航行中、興産大橋を通航する際、P6橋脚に衝突した

【発生日時】 令和2年4月29日 20時15分

【発生場所】 山口県宇部港

【死傷者】 なし

【損傷等】 A船: 船首部に圧壊等

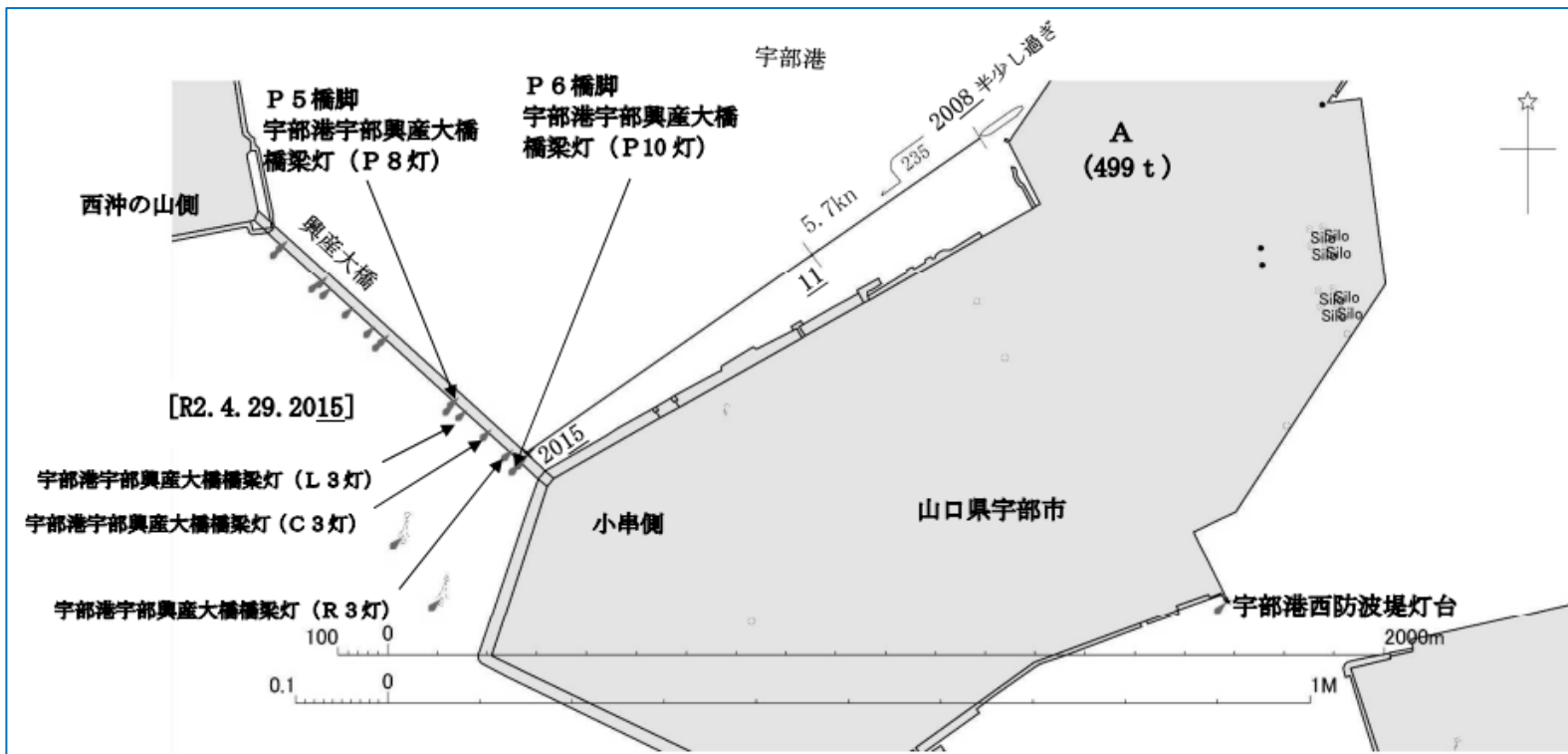
橋脚: 基部のコンクリート断面に破損等

(関連情報)

- * 午前中に目視及び海図を見ながら興産大橋を通航して入港し、揚荷役終了後に出航した
- * 船長は、レーダー1台及びGPSプロッターを作動させていた
- * 興産大橋の全長は約1,020m
- * 橋脚は、西沖の山側から順に、P2～P6の5基
- * 小串側のP5橋脚とP6橋脚の間(西水路)の距離は約141m
- * 各橋脚、西水路の中央及びその両側端に橋梁灯が設置

橋梁灯の灯高と灯質

P5橋脚(P8灯)	灯高	約17m	灯質	不動黄光
P6橋脚(P10灯)	灯高	約25m	灯質	不動黄光
西水路中央(C3灯)	灯高	約30m	灯質	不動白光
西水路北端(L3灯)	灯高	約32m	灯質	不動緑光
西水道南端(R3灯)	灯高	約26m	灯質	不動赤光



《原因等》 興産大橋を通航する際

A船: 船位の確認が不十分で、P6橋梁に向首進行した

船長: 作動中のGPSプロッターでP6橋脚との位置関係を確認すべきであった

《背景》

船長: 橋梁灯(P10灯)を西水路の中央を示す橋梁灯(C3灯)と思い込んでいた

[受審人]

船長: 三級海技士(航海)

《懲戒》

→ 1箇月業務停止